

【参考資料①】現場代理人の常駐規定の緩和について [兼務ができる工事等について]

■兼務ができる工事について【川口市低入札価格取扱要綱で定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事を除く】

		兼務する工事（川口市又は国又は地方公共団体が発注する工事）				
		常駐を要しない 期間（※1）	常駐を要する期間			常駐を緩和しない 工事（※2）
			常駐を緩和する工事		主任技術者を専任で配置する 工事のうち、同一の主任技術者の 兼務が認められた工事	
			主任技術者を専任で配置する必要 のない工事	主任技術者を専任で配置する 工事のうち、同一の主任技術者の 兼務が認められた工事		
自 工 事	常駐を要しない期間 （※1）	◎	◎	◎	◎	
	常駐を緩和する 期間					
	主任技術者を専任で配置する必要 のない工事	◎	○	○	×	
	主任技術者を専任で配置する 工事のうち、同一の主任技術者の 兼務が認められた工事	◎	○	○	×	
	常駐を緩和しない工事 （※2）	◎	×	×	×	

◎：兼務可

○：兼務可（距離要件あり）

×：兼務不可

※1 「川口市建設工事における現場代理人の常駐規定に係る取扱い要領」第2条に該当する期間

※2 「川口市建設工事における現場代理人の常駐規定に係る取扱い要領」第3条に該当しない工事

【距離要件】

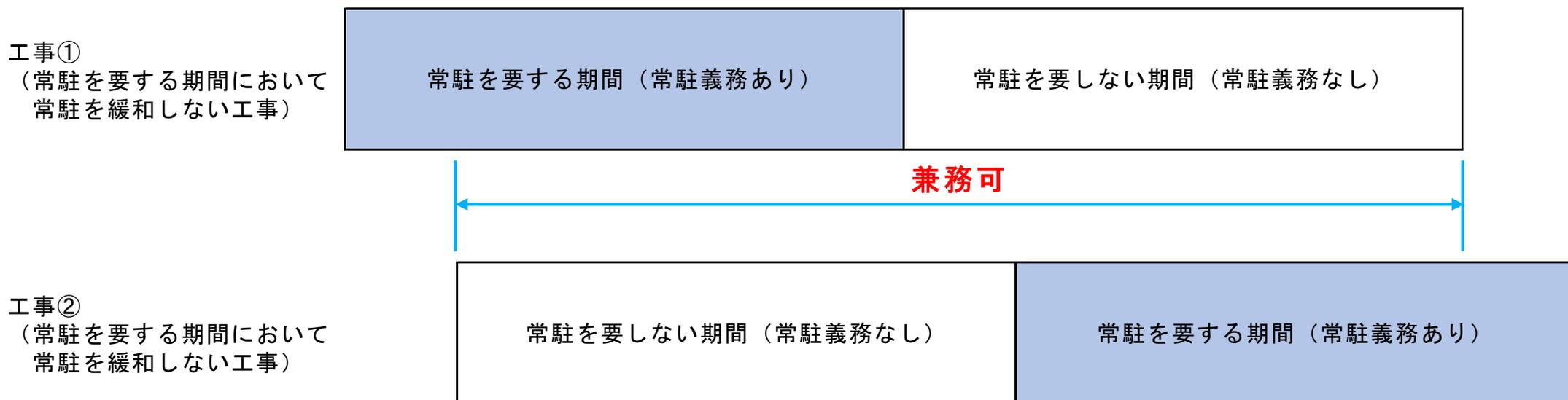
以下のいずれかを満たすこと

- ・川口市内又は川口市に隣接する区又は市内
- ・「川口市建設工事における主任技術者の専任に係る取扱い要領」で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔（工事現場相互の直線距離が10.0km以内）

【参考資料②】現場代理人の常駐規定の緩和について [兼務ができる工事等について]

■いずれかの工事が常駐を要しない期間中の兼務について

「常駐を要しない期間」については、他の工事に常駐することが可能になるため、「常駐を要する期間」において常駐を緩和しない工事の現場代理人とも兼務が可能である。



【留意事項】

- 工事①、工事②ともに川口市低入札価格取扱要綱で定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事でないこと
- 「常駐を要しない期間」の兼務であっても工事①、工事②ともに兼務届を提出すること（「常駐を要しない期間」であることを書面にて確認する。）
- 兼務する工事の発注者が国又は地方公共団体の場合は、川口市発注の工事との兼務が認められていること（様式4にて確認する。）

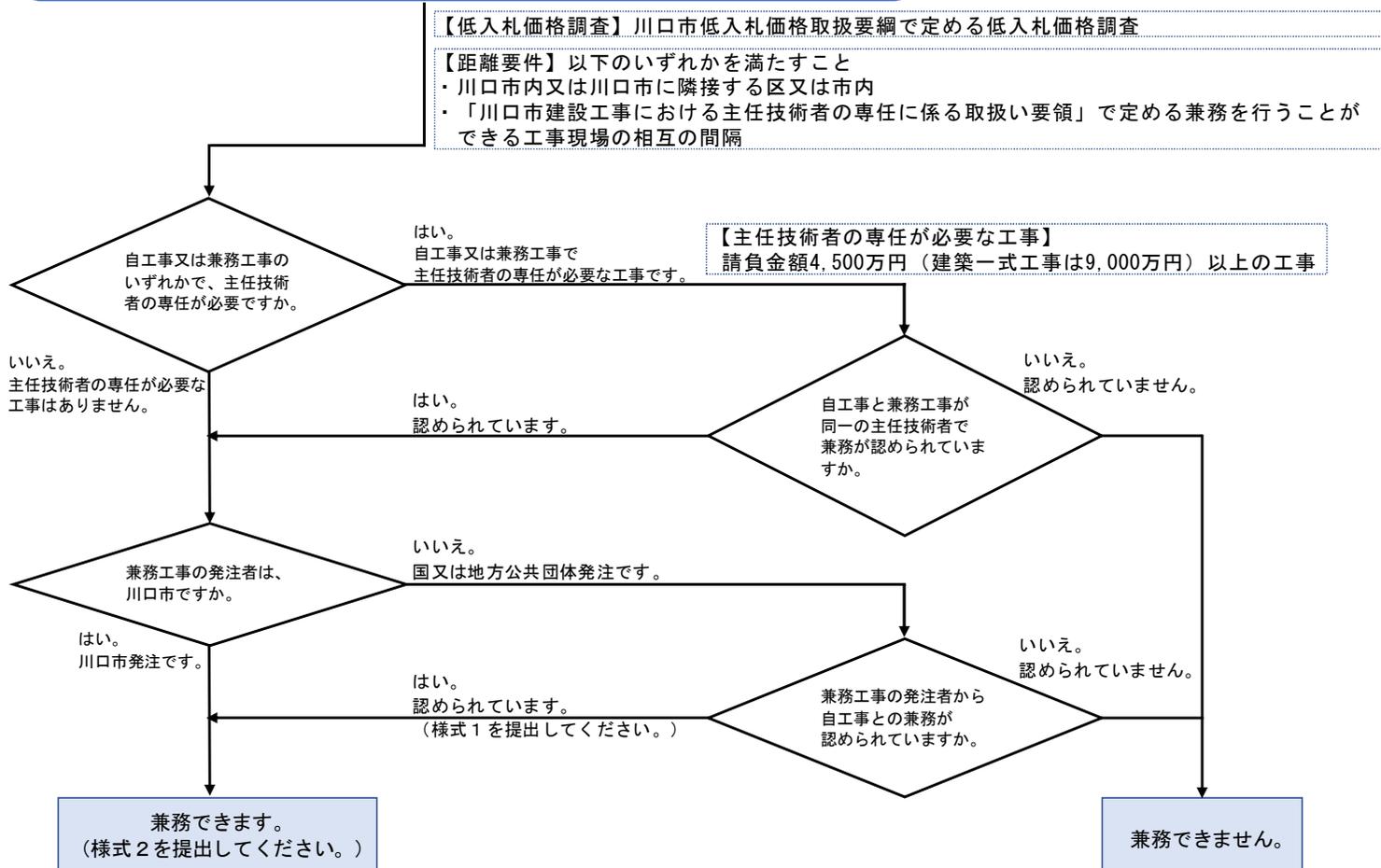
【参考資料③】現場代理人の常駐規定の緩和について

■いずれの工事も常駐を要する期間中の兼務について① [兼務の可否判定フローチャート]

共通条件 ※②～⑤の条件を満たさない場合は、兼務できません。

- ①自工事は川口市発注です。
- ②自工事も兼務工事も、常駐を要する期間における常駐規定の緩和が認められています。
- ③自工事も兼務工事も、建設業法に基づく監理技術者の配置を必要とする工事ではありません。
- ④自工事も兼務工事も、低入札価格調査を経て契約した工事ではありません。
- ⑤自工事と兼務工事間の距離要件を満たしています。

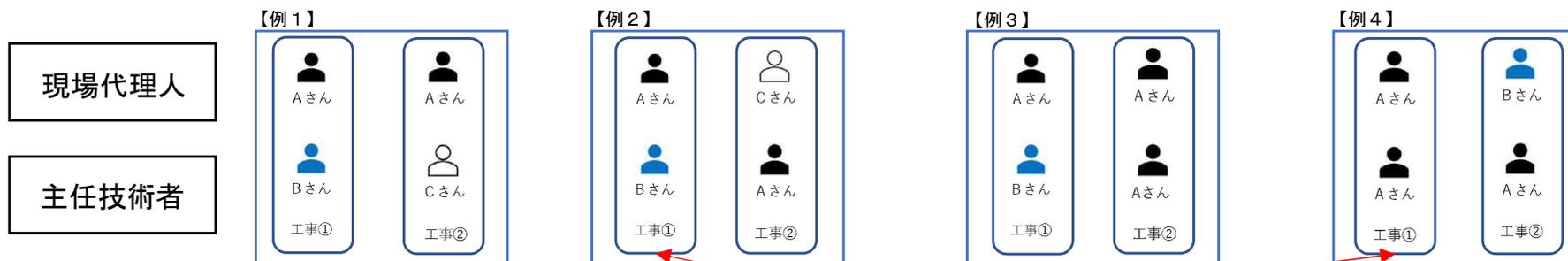
※自工事：当該工事
兼務工事：兼務を検討する工事



【参考資料④】現場代理人の常駐規定の緩和について【兼務の一例】

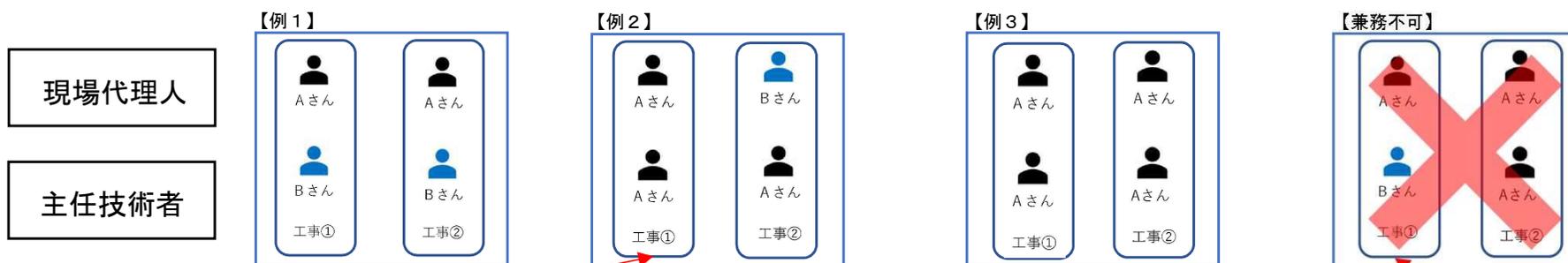
■いずれの工事も常駐を要する期間中の兼務について②

■兼務例 1 【主任技術者を専任で配置する必要のない工事同士が兼務する場合】



第3条第1号により、現場代理人の常駐規定が緩和されている。よって、Aさんは工事②の主任技術者になることができる。

■兼務例 2 【主任技術者を専任で配置しなければならない工事と兼務する場合】



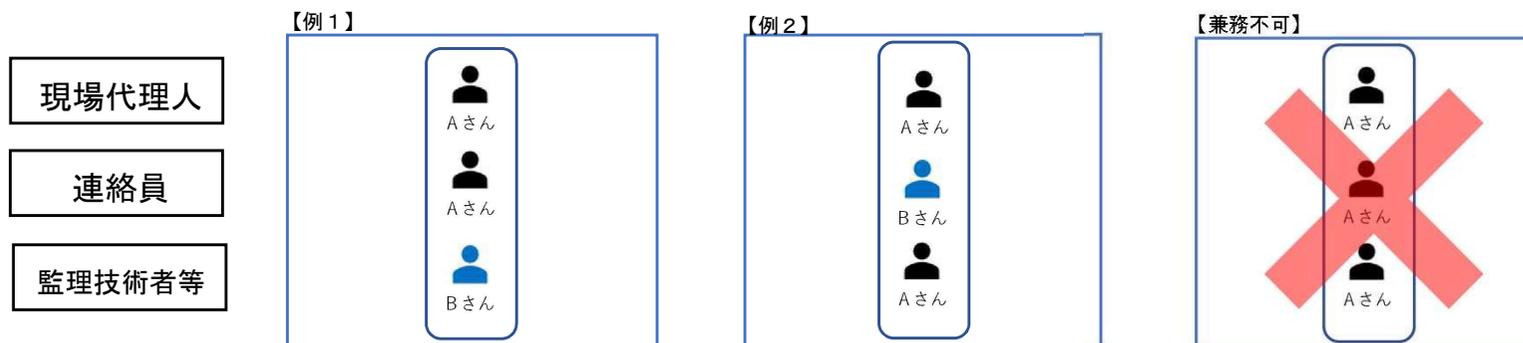
第3条第2号により、同一の主任技術者が兼務する工事であるため、工事②に従事する場合に限り、現場代理人の常駐規定が緩和されている。よって、Aさんは工事②の主任技術者になることができる。

同一の主任技術者が兼務する工事でないため現場代理人の常駐規定が緩和されない。

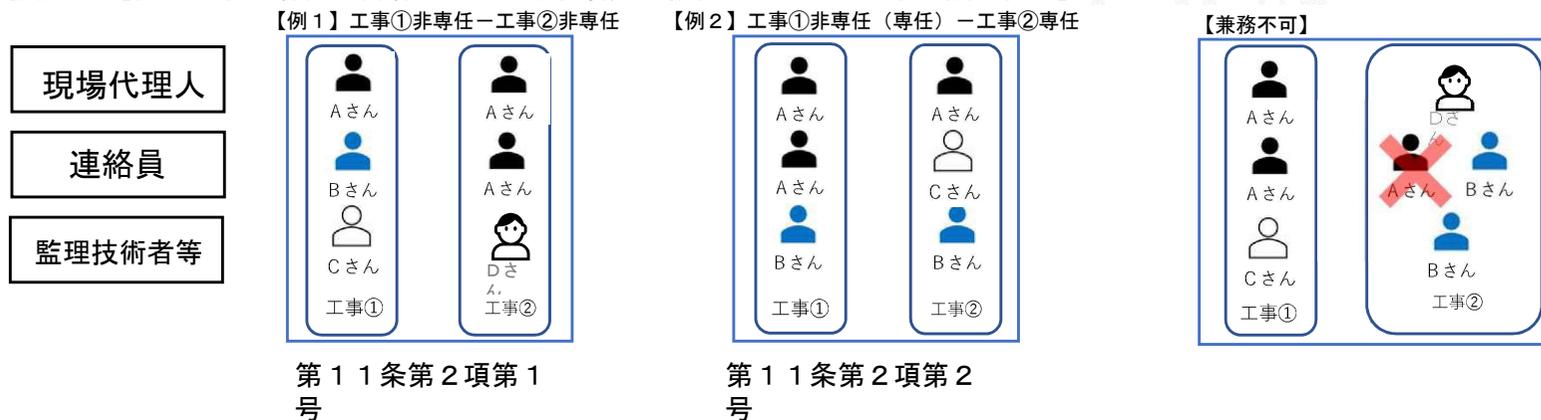
【参考資料⑤】現場代理人の常駐規定の緩和について【兼務の一例】

■現場代理人と連絡員の兼務について

■兼務例1 【同一工事の場合】第11条第1項関係



■兼務例2 【他の工事の場合（現場代理人の常駐規定が緩和されている工事に限る。）】第11条第2項関係



非専任工事：請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）未満の工事